

第二次由利本莊市環境基本計画

中間評価書

令和8年3月

由利本莊市

○環境基本計画における環境施策の中間評価

はじめに

本計画は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間の計画期間とした第一次由利本荘市環境基本計画を引き継ぎ、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間として策定されました。

この中間評価書は、策定から 3 年目となる現在において、目標がどの程度達成されているか、令和 6 年版秋田県環境白書（令和 6 年 12 月発行）等と照らし合わせた評価をまとめたものです。

◆表中の評価について

| 評価 | |
|----|-------------------------------------|
| ○ | 中間評価時点で目標値を達成しているもの |
| △ | 中間評価時点で目標値に達していないが、計画年度内に達成が可能なもの |
| × | 中間評価時点で目標値に達しておらず、計画年度内に達成が見込まれないもの |

| | | |
|-------|-----------------------------|----|
| 1 | 総評 | 5 |
| 2 | 良好な生活環境に関する中間評価 | 6 |
| 1.1 | 大気環境について | 6 |
| 1.1.1 | 測定結果に対する評価 | 6 |
| 1.1.2 | 施策の方向性に対する評価 | 6 |
| 1.2 | 水・土壌環境について | 7 |
| 1.2.1 | 測定結果に対する評価（水質汚濁） | 7 |
| 1.2.2 | 測定結果に対する評価（地下水） | 8 |
| 1.2.3 | 測定結果に対する評価（土壌） | 8 |
| 1.2.4 | 施策の方向性に対する評価 | 9 |
| 1.3 | 騒音・振動・悪臭について | 9 |
| 1.3.1 | 自動車騒音について | 9 |
| 1.3.2 | 改善勧告等の件数について | 9 |
| 1.3.3 | 施策の方向性に対する評価 | 10 |
| 1.4 | 快適空間について | 10 |
| 1.4.1 | 施策の方向性に対する評価 | 10 |
| 3 | 自然環境との共生に関する中間評価 | 11 |
| 3.1 | 自然保護について | 11 |
| 3.1.1 | 再造林率 | 11 |
| 3.1.2 | 施策の方向性に対する評価 | 11 |
| 3.2 | 動植物環境について | 12 |
| 3.2.1 | 動植物の生態系について | 12 |
| 3.2.2 | 施策の方向性に対する評価 | 12 |
| 3.3 | 自然景観、歴史的・文化的環境について | 13 |
| 3.3.1 | さくら満開のまちづくりについて | 13 |
| 3.3.2 | 施策の方向性に対する評価 | 13 |
| 4 | 脱炭素と資源循環に関する中間評価 | 13 |
| 4.1 | 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策 | 13 |
| 4.1.1 | 創エネルギー量について | 13 |
| 4.1.2 | 施策の方向性に対する評価 | 14 |
| 4.2 | 廃棄物対策 | 14 |
| 4.2.1 | ごみの排出量について | 14 |
| 4.2.2 | 不法投棄物の発生量について | 14 |
| 4.2.3 | 施策の方向性に対する評価 | 15 |

| | | |
|-------|-----------------------------|----|
| 4.3 | 資源リサイクル..... | 15 |
| 4.3.1 | 資源物の再生利用量について..... | 15 |
| 4.3.2 | 施策の方向性に対する評価..... | 16 |
| 4.4 | 環境教育・環境学習..... | 16 |
| 4.4.1 | 環境情報の提供、環境学習講座等の開催について..... | 16 |
| 4.4.2 | 施策の方向性に対する評価..... | 17 |

1 総評

I. 良好な生活環境について

大気・水・土壌環境の多くの項目で環境基準を達成しており、良好な生活環境の維持に一定の成果が見られます。特に二酸化窒素や PM2.5、ダイオキシン類などは基準を大きく下回る値で推移しています。

一方、光化学オキシダントや一部河川の大腸菌数では基準超過が見られ、引き続き対策が必要です。

施策面では、固定・移動発生源への対応や監視体制の強化、公害防止協定の締結など、地域に根ざした取り組みが進められており、今後も継続的な改善が期待されます。

II. 自然環境との共生について

自然環境との共生に向けた取り組みが着実に進められています。

森林の再造林促進や間伐の実施により、森林面積率の維持と健全な森林管理が図られています。

農地保全にも交付金制度を活用し、地域の農業環境の維持に貢献しています。

動植物の生態系保全では、自然環境保全地域や鳥獣保護区の維持に加え、希少種の保護や外来種の駆除など具体的な対策が講じられています。

さらに、桜の植栽や文化財保護など、自然景観と歴史文化の調和を図る施策も展開されており、地域の魅力向上に寄与しています。

III. 脱炭素と資源循環について

脱炭素と資源循環に向けた取り組みが着実に進められています。

再生可能エネルギーでは、太陽光・水力発電が目標を達成し、風力もリプレース後に達成見込みです。省エネ対策として公共施設の LED 化や啓発活動も進行中です。

一方、ごみ排出量や不法投棄量は目標値に達しておらず、分別意識の再醸成や中小事業者への啓発が課題です。

資源リサイクルでは回収体制の整備が進む一方、再生利用率は低迷しており、情報発信や市民参加の促進が求められます。

環境教育では講座や広報活動が展開されており、今後は SNS 等を活用した効果的な啓発が期待されます。

2 良好な生活環境に関する中間評価

1.1 大気環境について

1.1.1 測定結果に対する評価

大気環境の維持にかかる環境指標、目標、測定結果は次表のとおりです。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、浮遊粒子状物質 (PM2.5)、ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては環境基準を達成しておりませんが、大気汚染防止法に定める大気汚染注意報の発令基準 (0.12ppm) は下回っており、直ちに人の健康に影響を及ぼすものではありません。光化学オキシダントは工場や自動車の排気ガス等に起因する物質であり、全国的にみても一般局における環境基準達成率が 0.1%と低く、基準達成に向けては高いハードルであるものの、発生源となり得る工場や自動車走行について引き続き対策の整備を図ってまいります。

| 環境指標 | 目 標 | 測定結果 | 評価 |
|-----------------|---|---|----|
| 二酸化窒素 | 環境基準※2 の達成の維持 (1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下) | 0.006ppm | ○ |
| 浮遊粒子状物質 | 環境基準※1 の達成の維持 (1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下) | 0.024mg/m ³ | ○ |
| 浮遊粒子状物質 (PM2.5) | 環境基準※1 の達成の維持 (1年平均値が15μg/m ³ 以下、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下) | 7.5μg/m ³ 20.5μg/m ³ | ○ |
| 光化学オキシダント | 環境基準※1 の達成 (昼間の時間帯における1時間値が0.06ppm以下) | 0.091ppm (最高値) | △ |
| ダイオキシン類 | 環境基準※3 の達成の維持 (年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下) | 0.0047pg-TEQ/m ³ | ○ |

※1 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、昭和48年6月12日 環大企第143号)

※2 二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

※3 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※大気測定局：尾崎小学校

※測定結果：令和6年秋田県環境白書より。(令和5年度の測定値。)

1.1.2 施策の方向性に対する評価

① 状況把握・監視

稲わら焼きについては、広報等で定期的に注意喚起を行っています。

また、関係機関との連携を密にし、情報共有に努めています。

② 固定発生源対策

三菱マテリアル(株)およびニデックインスツルメンツ秋田(株)と市単独で公害防止協定を締結しているほか、協定を締結していない事業者に対しても自主的な管理を促しています。

③ 移動発生源対策

令和5年度から毎年度、あいおいニッセイ同和損害保険(株)と共同でセーフティドライブ選手権を開催しており、環境に配慮した運転の普及啓発に努めています。

1.2 水・土壌環境について

1.2.1 測定結果に対する評価（水質汚濁）

水・土壌環境の維持（水質汚濁）にかかる環境指標、目標、測定結果は次表のとおりです。

健康項目については、カドミウム、全シアン等全ての項目（27項目）において、全河川で環境基準を達成しています。

生活環境項目については、子吉川上流、石沢川、芋川の大腸菌数にやや環境基準の超過がみられるものの、その他の項目および子吉川中流・下流、衣川、西目川の全項目において、環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の調査（水質汚濁）は、石沢川（調査箇所：館石沢橋）と子吉川中流（調査箇所：二十六木橋）の2箇所で実施しており、石沢川が水質 0.063pg-TEQ/ℓ、底質 0.23pg-TEQ/ℓ、子吉川中流が水質 0.078pg-TEQ/ℓ、底質 6.3pg-TEQ/ℓと、ともに環境基準を達成しています。

| 環境指標 | 目 標 | 測定結果等 | 評価 |
|-----------------|---|---------------|----|
| 健康項目 (27項目) | 環境基準※1の達成の維持 | 全項目 環境基準達成 | ○ |
| 生活環境項目 (5項目) | 環境基準※1の達成の維持 | 一部 環境基準超過 | △ |
| ダイオキシン類 | 環境基準※2の達成の維持 (年平均値が、水質 1pg-TEQ/ℓ 以下、 底質 150pg-TEQ/ℓ 以下) | 環境基準達成 | ○ |

※1 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

※2 ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

※水質測定水域：子吉川（上流・中流・下流）、石沢川、芋川、衣川、西目川

※測定結果：令和6年秋田県環境白書より。（令和5年度の測定値。）

1.2.2 測定結果に対する評価（地下水）

水・土壌環境の維持（地下水）にかかる環境指標、目標、測定結果は次表のとおりです。

地下水の環境基準については、令和5年度は矢島町元町と烏川の2箇所で開催しており、カドミウム、全シアン等全ての項目（28項目）において、環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の調査（地下水）は、毎年度県内4箇所をピックアップして実施しています。由利本荘市では直近で令和3年度に鳥海町上笹子で実施しており、その際の数値は環境基準を達成しています。

| 環境指標 | 目 標 | 測定結果等 | 評価 |
|--------------------|--|--------------------------|----|
| 地下水の環境基準 (28項目) | 環境基準※1の達成の維持 | 全項目 環境基準達成 | ○ |
| ダイオキシン類 | 環境基準※2の達成の維持 (年平均値が、地下水 1pg- TEQ/ℓ 以下) | 0.036pg-TEQ/ℓ (令和3年度) | ○ |

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

※2 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※地下水測定地区：矢島町元町、烏川

※地下水測定結果：令和6年秋田県環境白書より。（令和5年度の測定値。）※ダイオキシン類は令和3年度。

1.2.3 測定結果に対する評価（土壌）

水・土壌環境の維持（土壌）にかかる環境指標、目標、測定結果は次表のとおりです。

ダイオキシン類の調査（土壌）は、毎年度県内4箇所をピックアップして実施しています。由利本荘市では直近で令和元年度に葛岡（どまらんど大内）で開催しており、その際の数値は環境基準を達成しています。

| 環境指標 | 目 標 | 測定結果等 | 評価 |
|--------------------------------|------------------------------------|---------------|----|
| 人体の健康保護（カドミウム）と作物の生育被害防止（砒素、銅） | 農用地土壌汚染対策地域の 指定要件に該当しないこと。 | 該当無し | ○ |
| 土壌の環境基準 | 環境基準※1の達成の維持 (1,000pg-TEQ/g 以下) | 0.025pg-TEQ/g | ○ |

※1 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※土壌採取地点：葛岡（どまらんど大内）

※土壌測定結果：令和2年秋田県環境白書より。

1.2.4 施策の方向性に対する評価

① 状況把握・監視

由利本荘市内一円の河川水及び土壌等の分析及び環境保全上の必要な監視を行うことを目的として、毎年度、秋田県環境計量証明事業者名簿に登録されている県内業者と、「河川水質・土壌等分析業務委託」契約を締結しています。（令和7年度契約相手方：エヌエス環境(株)秋田支店 支店長 小野 道也）

委託業務（調査・分析業務）については、環境基本法ほか関連法令等に基づき実施しており、調査の結果は、計量証明書を添えて毎月報告されています。本市ではこの調査結果により、汚染状況等を随時確認しています。

② 固定発生源対策

ホームページ等で公共下水道への接続を促すとともに、宅内排水設備工事については、助成事業（住宅リフォーム資金助成事業、要件有り）を活用できるようにするなど、生活排水対策の充実を図っています。

1.3 騒音・振動・悪臭について

1.3.1 自動車騒音について

自動車騒音の環境基準達成率（令和5年度、2路線）は次表のとおりで、同年度の全国平均95.0%を上回っております。

| 一連番号 | 測定場所 | 路線名 | 昼夜とも基準値以下（環境基準達成率） | | |
|-----------------------------|-----------------------|--------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | | | 全体% （基準値以下戸数/対象体戸数） | 近接空間% （基準値以下戸数/対象体戸数） | 非近接空間% （基準値以下戸数/対象体戸数） |
| 1 | 秋田県由利本荘市 神沢陣場 83-1 | 一般国道 7号 | 95.2 (20/21) | 100.0 (1/1) | 95.0 (19/20) |
| 2 | 秋田県由利本荘市 一番堰 200-1 | 一般国道 105号 | 100.0 (232/232) | 100.0 (77/77) | 100.0 (155/155) |
| 由利本荘市全体% （基準値以下戸数/対象体戸数） | | | 99.6 (252/253) | 100.0 (78/78) | 99.4 (174/175) |

※令和6年度道路交通騒音常時監視業務報告書より。

1.3.2 改善勧告等の件数について

これまでの計画期間内（令和5年度・令和6年度）において、騒音規制法、

振動規制法、悪臭防止法に基づく改善勧告及び改善命令を実施した案件（摘発案件）はありません。計画期間内の苦情・相談件数については次表のとおりです。近隣付き合いが希薄になる昨今においては、市に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。

| 内容 | 改善勧告等件数 (令和5～6年度) | 苦情・相談件数 (令和5年度) | 苦情・相談件数 (令和6年度) |
|-----------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 騒音 | 0件 | 2件 | 3件 |
| 振動 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 悪臭 | 0件 | 2件 | 2件 |
| 合計 | 0件 | 4件 | 6件 |

※件数：令和5,6年度実績より。

1.3.3 施策の方向性に対する評価

① 状況把握・監視

自動車騒音については、道路交通騒音の常時監視を行うことを目的として、毎年度、計量法に基づく県の登録業者と、「道路交通騒音常時監視業務委託」契約を締結しています。(令和7年度契約相手方：(株)秋田県分析化学センター 代表取締役社長 佐藤 秀治)

委託業務（調査・監視業務）については、環境省が定める「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づいて実施しており、毎年2月に報告されています。本市ではこの調査結果により、騒音等の状況把握をしております。

② 発生源対策

住民から寄せられる苦情等については、職員で現地確認を行い、原因者に指導するなどの対応を実施しています。

建設作業等で事業者が発する騒音・振動等については、「特定建設作業実施届出書」の提出を義務づけ、作業の内容や騒音等の防止方法を確認しています。

1.4 快適空間について

1.4.1 施策の方向性に対する評価

① 憩いの空間の保全と創出

市民の健康増進を図り、広く一般に快適なレクリエーション、環境学習、体験活動及び憩いの場を提供し、併せて河川周辺の実環境の保全及び

機能の向上に資することを目的として、公園（河川公園含む）緑地を整備しています。

② 降積雪対策

冬期間の積雪時における安全な道路交通確保を目的として由利本荘市道路除雪計画を策定し、国・県および関係機関と連携を図るとともに、効率的な除排雪作業を実施し、市民生活の安定、社会・経済活動の確保に努めています。

3 自然環境との共生に関する中間評価

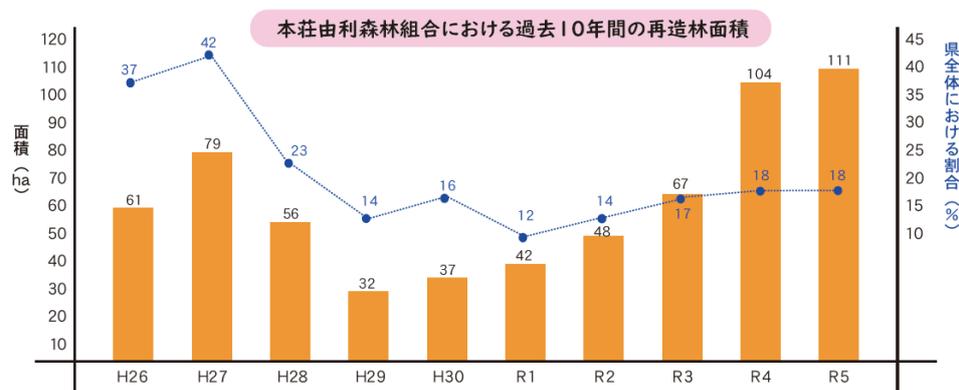
3.1 自然保護について

3.1.1 再造林率

令和5年に「由利本荘市再造林促進事業費補助金」を設け、再造林の促進に必要な省力化等に資する事業に対して補助を実施しています。

再造林率は再造林面積とともに年々増加傾向にあり、秋田県全体の再造林率は令和5年度に51パーセントに達しました。（再造林率の市町村別統計はありません。）

【参考】本荘由利森林組合における過去10年間の再造林面積



※本荘由利森林組合 30周年記念誌より。

3.1.2 施策の方向性に対する評価

① 森林の保全と利活用

本市における森林面積割合の推移は次表のとおりです。

森林面積率を維持するとともに、健全な森林の保全のため、計画的な間伐を実施しています。

| 区分 年度 | 総面積 (ha) | 森林面積(ha) | | | 森林面積率 (%) |
|----------|-------------|----------|--------|--------|--------------|
| | | 森林総面積 | 国有林 | 民有林 | |
| 平成28年度 | 120,959 | 89,430 | 19,245 | 70,185 | 73.9 |
| 平成29年度 | 120,959 | 89,406 | 19,245 | 70,161 | 73.9 |
| 平成30年度 | 120,959 | 89,506 | 19,245 | 70,261 | 74.0 |
| 令和元年度 | 120,959 | 90,359 | 20,098 | 70,261 | 74.7 |
| 令和2年度 | 120,959 | 90,378 | 20,098 | 70,279 | 74.7 |
| 令和3年度 | 120,959 | 90,372 | 20,098 | 70,274 | 74.7 |
| 令和4年度 | 120,959 | 90,369 | 20,098 | 70,271 | 74.7 |
| 令和5年度 | 120,959 | 90,374 | 20,099 | 70,276 | 74.7 |

※令和6年度由利本荘市の統計、54ページより抜粋。

② 農用地の保全と利活用

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織による取り組みを継続し、農地保全、施設等の維持管理に努めています。

3.2 動植物環境について

3.2.1 動植物の生態系について

動植物の生態系を守るため、生物多様性の保全施策の充実と、その重要性の普及啓発に努めています。

また、自然環境保全地域等においては、定期的に草刈作業を実施するなど、環境保全と一体化した取り組みを実施しています。

| 環境指標 | 目 標 | 評価 |
|----------|---------------------------------------|----|
| 自然環境保全地域 | 現状の維持・保全 (南由利原、丁岳、親川、加田喜沼、笹森山の5箇所) | ○ |
| 自然公園 | 現状の維持・保全 (鳥海国定公園の1箇所) | ○ |
| 鳥獣保護区 | 現状の維持・保全 (石脇、祓川、小菅野等21箇所) | ○ |

※資料：秋田県版レッドデータブック、秋田県鳥獣保護区等位置図

3.2.2 施策の方向性に対する評価

① 生態系と生息地の保全

自然環境保全地域、自然公園および鳥獣保護区については、箇所数を維持しながら、保全が図られています。

② 野生動植物の保護管理

環境省が主体となって、国内希少野生動植物種であるマルコガタノゲンゴロウの生息地保全のため、アメリカザリガニ等の特定外来生物駆除を実施したほか（令和6年度）、今年度はモニタリング調査を実施しています。

3.3 自然景観、歴史的・文化的環境について

3.3.1 さくら満開のまちづくりについて

「さくら満開のまちづくりランドデザイン」に基づき、計画的な植栽や生育管理を行うなど、良好な自然景観の保全と創出に努めています。

3.3.2 施策の方向性に対する評価

① 芸術文化の振興と文化財保護

優れた芸術文化や文化財にふれる機会を拡充することを目的として、教育普及活動の展開および芸術文化活動への支援を行っております。

令和5年には、六郷氏・岩城氏・打越氏の三氏入部400年を記念して、「由利本荘市の特色ある歴史と文化に触れ、ふるさとに対する愛着と誇りを醸成し、伸びゆく未来を創造する」ことを基本方針に、入部400年記念事業を実施しております。

② 自然環境の保全と整備

市内の桜開花状況を随時ホームページに掲載し、情報発信するとともに、関係機関と情報共有し、環境整備を図っています。

4 脱炭素と資源循環に関する中間評価

4.1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策

4.1.1 創エネルギー量について

創エネルギー量の現状値（令和6年度）は次表のとおりです。

太陽光発電設備、水力発電設備については目標値を達成しています。

風力発電設備については、リプレース工事により稼働停止している設備があることから目標値を下回っておりますが、リプレース完了後には目標値を上回る見込みです。

| 環境指標 | 目 標 | 現状値 | 評価 |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------|----|
| 再生可能エネルギー 発電設備による創エ ネルギー量 | 太陽光発電設備の普及 (定格出力合計 31,680 kW 以上) | 31,680 kW | ○ |
| | 風力発電設備の普及 (定格出力合計 166,366 kW 以上) | 143,086 kW | △ |
| | 水力発電設備の普及 (定格出力合計 47,352 kW 以上) | 49,402 kW | ○ |

※資料：秋田県内の再生可能エネルギーを利用した発電の導入状況

4.1.2 施策の方向性に対する評価

① 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーについては、件数・定格出力ともに年々増加しており、今後も再生可能エネルギー発電設備の建設が予定されていることから、さらなる増加が見込まれます。

② 省エネルギー対策

エネルギー需要が増える夏季および冬季の省エネルギーの取り組みについてホームページに掲載するなど、家庭や事業所における省エネルギー意識の向上に努めています。

公共施設の整備については、照明のLED化を順次進めています。

4.2 廃棄物対策

4.2.1 ごみの排出量について

全体のごみ排出量は減少しているものの、一人当たりが一日に排出するごみ量は増加傾向にあります。家庭系ごみの排出量が増加している一方、事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。

| 環境指標 | 目 標 | | 現状値 | 評価 |
|----------------|--|--|---------------------------|----|
| 1人1日当たりのごみの排出量 | 家庭系ごみ | 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和9年度の推計値以下（620.0g／人・日） | 686.0g ／人・日 (令和5年度) | △ |
| | 事業系ごみ | 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和9年度の推計値以下（240.8g／人・日） | 253.0g ／人・日 (令和5年度) | △ |
| 最終処分量 | 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和9年度の推計値以下（2,954t／年） | | 3,760t／年 (令和5年度) | △ |

※資料：由利本荘市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

4.2.2 不法投棄物の発生量について

環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報誌による注意・喚起を行い、不法投棄の防止を図っています。また、不法投棄の撲滅に向け、

関係機関と対策会議を開催し、地域と連携した対策に取り組んでいます。

| 環境指標 | 目 標 | 現状値 | 評価 |
|---------|--------------------------------|-------------------|----|
| 不法投棄発生量 | 発生量を現状以下に抑制 (1,790 kg 以下/年) | 4,040 kg 以下 /年 | △ |

4.2.3 施策の方向性に対する評価

① 廃棄物の発生抑制

分別方法や排出方法については、市民の間で定着してきたと感じられます。しかし、ごみ処理の有料化から 18 年が経過し、市民や事業者のごみ減量への意識が薄れてきている可能性があります。また、プラスチック製品の回収など、分別品目の見直しが必要な時期に来ていると考えられます。

大規模事業者は独自の取り組みを進めていますが、中小規模の事業者に対しては、さらなる啓発活動を行い、ごみ減量への意識向上を図っていきます。

② 廃棄物の適正管理

不法投棄は後を絶たず、巡視活動や回収活動を積極的に実施した結果、回収量が増加しています。今後は、環境監視員による情報交換会の開催などを通じて、監視活動の PR を図り、活動内容の広報を積極的に行うことで、不法投棄対策のさらなる強化に努めていきます。

4.3 資源リサイクル

4.3.1 資源物の再生利用量について

民間スーパーなどの、店頭回収による資源リサイクルへの取り組みやペーパーレス化、人口減少などにより、ごみの総排出量が減っていることなどから、資源物の再生利用量については減少しており、今後も資源ごみ分別の徹底、特に可燃ごみに含まれる紙類の分別など、再資源化に向けた取り組みを推進します。

| 環境指標 | 目 標 | 現状値 | 評価 |
|----------|---|-------------------|----|
| ごみの再生利用率 | 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 における令和 9 年度推計値以上に 維持（13.2%） | 8.6% (令和 5 年度) | △ |

※資料：由利本荘市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

4.3.2 施策の方向性に対する評価

① 資源の回収と再資源化

令和 4 年から廃食油の拠点回収を開始し、令和 5 年からは市役所に小型家電回収ボックスを設置するとともに、リチウムイオンバッテリーの拠点回収も実施しており、一定の効果が見られます。

一方で、リサイクル活動に取り組む事業者や住民によるサークル活動など、市民への情報提供が不足している状況です。今後は、民間事業者や地域住民有志による取り組みを市として支援し、それらの連携や効果的な広報について、他市の事例を参考にしながら研究・実施していきます。

② 資源の再使用と再生利用

多くの市民には分別が定着していますが、資源ごみの回収日が少ないため、一部が可燃ごみとして排出されていると考えられます。特に紙類については、さらなる再資源化の可能性があります。大型食料品店等に設置されている回収ボックスの普及が進んでいることから、市民がより積極的に利用できる環境づくりに努めていきます。

4.4 環境教育・環境学習

4.4.1 環境情報の提供、環境学習講座等の開催について

広報紙やホームページ等で、ごみの減量化や地球温暖化防止などに関する情報提供を行っているほか、まちづくり宅配講座（「ごみを考えること」「ごみの分別とその効果」「新しいごみ処理施設のご紹介」「ダンボールコンポスト」）やクリーンアップを開催し、個人や事業主の環境意識向上に努めています。

| 環境指標 | 目 標 | 現状値 | 評価 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------|----|
| 情報提供回数 | 広報紙やホームページなどでの提供 (10 回以上/年) | 12 回/年 | ○ |
| 環境学習等開催回数 | 環境学習講座やクリーンアップなどの開催 (10 回以上/年) | 宅配講座等： 6 回/年、 クリーンアップ： 4 回/年 | ○ |

※現状値：令和 6 年度実績より。

4.4.2 施策の方向性に対する評価

① 環境情報の提供

本市のごみ排出量が多いという実態が、市民に十分に伝わっていない状況です。広報が不足しているため、パンフレットや SNS を活用した啓発活動の充実に努めます。

② 環境教育と学習

近年では、SDGs やカーボンニュートラルなど地球規模の環境課題がメディア等で多く取り上げられ、学校や地域活動など様々な場面で関連付けられるようになってきました。その結果、市民が環境問題を「自分自身や身近な地域の課題」として捉える意識が高まっています。

今後は、宅配講座や市民説明会に加え、ごみ減量に関する市ホームページの特集コーナー、SNS、ケーブルテレビなどを活用し、より効果的な広報を展開していきます。